

名古屋税理士会・東海税理士会

中小企業のベストパートナー
AICHI GUARANTEE

愛知県信用保証協会

税理士連携中小企業者支援保証

R 8.2

顧問税理士と愛知県信用保証協会、
金融機関等が連携して、
あなたの事業を応援します。

資金繰り支援から
経営課題解決の提案まで行う
保証制度です！



顧問税理士が

資金調達の窓口になります！

顧問税理士から愛知県信用保証協会へ
直接、資金調達の事前相談をいただけます。

本保証制度の特徴

- ① 信用保証料率を最大0.25%引下げ
- ② 最長15年の超長期の借入れが可能
- ③ 最長5年間の当初返済据置が可能

経営のお悩み事が相談できます！

経営のお悩み事、お困り事があれば、顧問税理士にご相談ください。顧問税理士と愛知県信用保証協会、中小企業支援機関等が連携して、最適な支援メニューをご提案します。

愛知県信用保証協会の経営支援メニューは、原則無料でご利用いただけます！

資金の推移が見える化したい



資金繰り表作成支援

自社の決算内容を客観的に分析したい



McSS 経営診断 (※)

自社のビジネスモデル（強み）を
見つめ直したい

ローカルベンチマーク策定支援

専門家の意見を聞いてみたい



専門家による支援

詳しくは
こちら

(※) McSS とは、Management consulting Support System の略で、一般社団法人 CRD 協会が構築した全国 100 万を超える財務データベースである CRD を使って中小企業の決算数値と同業種の中央値を比較する簡易な財務診断を行うシステムです。



取扱金融機関は、
愛知県信用保証協会のホームページから
ご確認ください



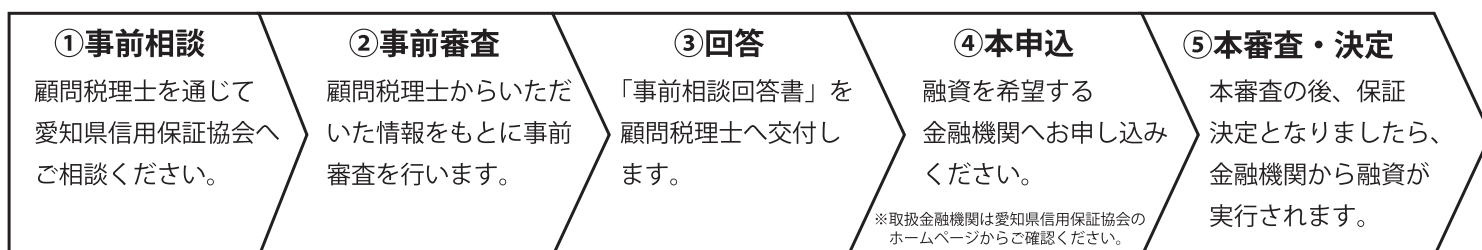
【相談窓口】

- ・名古屋税理士会・東海税理士会所属の顧問税理士
又は
- ・愛知県信用保証協会 経営支援部経営支援課
☎052-454-0516

保証制度の概要

対 象 者	次の要件に該当する中小企業者 (1) 事前相談時点で2期以上の申告を行っていること。(2) 税金の滞納がないこと。
保証限度額	8,000万円
保証期間	一括返済の場合 5年以内 / 分割返済の場合 15年以内 (据置期間は5年以内)
貸付利率	金融機関所定
信用保証料率	通常0.45%~1.90% ・ 税理士が認定経営革新等支援機関の場合、通常の料率から 0.10%引下げ ・ 直近決算に「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」(税理士法第33条の2第1項)が添付されている場合、通常の料率から 0.25%引下げ ※上記の保証料率の引下げは併用不可
取扱税理士等	原則として、直近2期において、対象者の申告書及び決算書の作成に関与した税理士又は税理士法人(顧問税理士)
その他	・ 融資実行後3年間(一括返済を含み、3年間を超えて返済を据置している場合は返済を開始するまで)は、半期に一度、顧問税理士から愛知県信用保証協会に対して、業況に関する報告をしていただきます。 ・ 顧問税理士が経営状況の変化を把握した場合は、随時、顧問税理士から愛知県信用保証協会に対して、予兆把握に関する報告をしていただきます。 ・ これらの報告に基づく経営課題に応じ、愛知県信用保証協会が金融機関、中小企業支援機関等と連携した経営支援を行います。

事前相談から保証決定までの流れ



事前相談時の必要書類		
必要書類 <ul style="list-style-type: none"> 税理士連携中小企業者支援保証制度事前相談申込書 情報提供に関する同意書 (税理士連携中小企業者支援保証制度専用) 決算書2期分 	任意書類 (作成している場合) <ul style="list-style-type: none"> 見積書 試算表 事業計画書 資金繰り表 等 	本協会新規先の場合 <ul style="list-style-type: none"> 定款 登記事項証明書 本人確認資料 許可証 等

愛知県信用保証協会とは



中小企業のみなさまが、金融機関から事業に必要な融資を受けるとき、その保証人となり、借入れをスムーズにする公的機関です。

また、事業についてのご相談をお受けしているほか、さまざまな経営支援に取組み、中小企業のみなさまをサポートしています。

ホームページ



公式 SNS



Web相談フォーム

